

施策評価表（平成26年度実績評価と平成28年度方針）

1 施策の概要					
NO 施策名	02 互いに尊重しあえる意識の醸成	上位 政策	計画を推進していくために	平成27年度 の施策の位 置付け	
施策統括課 (課長名)	生活文化課（菅原 信）		関連課	生活文化課、総務課	
対象	市民	関連する 個別計 画等	男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン、東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	予定計 画事業	—
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことである。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくる。</li> <li>男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図る。</li> </ul>				

2 基本事業の方向性（第4次長期総合計画より）	
(基本事業番号)基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
(02-01) 平和と基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和59年に「東久留米市平和都市宣言」を行った。今後も市民参加型の施策の実施などを通じ、市民の平和に対する意識の醸成を図る。</li> <li>人権教育や啓発活動について、国や都と連携しながら積極的に推進していく。</li> <li>児童虐待・配偶者暴力・高齢者の虐待事例等に対し、市民の協力と地域福祉関係者との連携のもと、早期発見と迅速な対応に努める。</li> <li>外国人との交流や相互理解を深め、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進める。</li> </ul>
(02-02) 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年10月に「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行った。今後もその理念及び男女共同参画社会基本法に基づき、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進していく。</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進のため、市民・事業者に対し、柔軟で多様な働き方を可能にするための支援を行っていく。</li> </ul>

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績
1	対象指標	市民人口(1月1日現在 外国人を含む)	人	115,840	116,417	116,494
2	成果指標	人権が侵害されてると感じたことがある市民の割合	%	15.0 (25年度調査)	18.9 (26年度調査)	18.9 (26年度調査)
3	成果指標	平和について考えたことのある市民の割合	%	84.3 (25年度調査)	84.7 (26年度調査)	84.7 (26年度調査)
4	成果指標	社会全体で見て男女は平等になっていると考える市民の割合	%	37.8 (25年度調査)	37.6 (26年度調査)	37.6 (26年度調査)
5						

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	9	10	9
トータルコスト	千円	37,579	39,993	41,072
事業費(内書き)	千円	19,207	19,983	21,089
人件費(内書き)	千円	18,372	20,010	19,983
施策内で事業費の上位1/3を占める事務事業名	男女平等推進センター管理事業 14,734千円 (69.9%)			

施策評価表（平成26年度実績評価と平成28年度方針）

5 成果指標に係る対前年度比（26年度成果指標の実績値/25年度成果指標の実績値）	
対前年度比が120%以上の事務事業	対前年度比が80%未満の事務事業
02-01-01 人権啓発事業	

6 平成28年度施策の方針設定に際しての前提条件				
市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与を軽減 説明：（市と市民の役割分担など） 平和で、すべての市民が個人として尊重される社会の実現に向けて、人権教育や啓発事業を進めていく一方、個人では解決することのできない問題を抱えている市民に対し、市が相談・援助等の事業を行い、解決の糸口としてもらう必要があるため関与している。	事業費の成り行き	<input type="checkbox"/> 対象増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明：（平成28年度に向けた施策コストの増減要因など） 人権の尊重、平和意識の醸成、男女共同参画社会の実現、配偶者暴力を許さない地域社会の構築や配偶者暴力に対する被害支援などの事業に取り組みつつ、事務の効率化に努めて事業費にかかるコストを抑えながら、各施策に取り組んでいく。	事業費削減不可事業名 （市の裁量では事業費削減ができない事業） 人権身の上相談事業 <多摩東人権擁護委員協議会分担金> 事業費削減不可の金額（%） ※市条例は含まず 平成26年度実績 240千円 （1.1%） 市の裁量で事業費を削減できる金額（%） 平成26年度実績 20,849千円 （98.9%）
	事業費に関する市の裁量余地			

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>終戦から長い年月が経過し、直接戦争を体験し記憶している世代が極めて少なくなっている。いかにして、戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の大切さを次世代へ継承していくことが求められている。</li> <li>男女共同参画社会の実現は、男女が共に暮らしやすい社会を作ることであり、その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会である。市では男女共同参画社会に推進に取り組んでいるが、事業実施拠点となる男女平等推進センターの周知度が低い現状があり、周知度向上のための取り組みを引き続き行う必要がある。</li> </ul>
次年度に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争に関する資料展示や「平和の千羽鶴」の事業を通じて、貴重な戦争体験を伝え、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に引き継ぎ、市民の平和意識の醸成を図る。</li> <li>基本的人権はすべての人が生まれながらにして持っている権利であるが、いまだに人権の侵害が社会の中に様々な形で存在している。市で人権週間行事等で国や都と連携しながら人権についての啓発活動を推進していくとともに、個人では解決が困難な様々な人権問題への対応として、人権擁護委員による相談事業に取り組んで行く。</li> <li>通常の事業に加え、平成27年度に引き続き「多摩・島しょ広域連携活動助成金」を活用し、参加しやすい事業を企画し男女平等推進センターに来ていただき、その周知度を向上させる。そのPRも即時性のあるSNSを活用し展開する。</li> <li>地域の女性がそれぞれのライフステージに応じて活躍することができるよう、復職・起業の支援体制のための事業展開を補助金等を活用しながら、ワークライフバランス推進にむけ、他市との連携も図りながら取り組んでいく。</li> <li>次期「男女平等推進プラン」策定年度となることから、男女共同参画の推進に向け様々な動向を踏まえ、プランの策定を行う。</li> </ul>

8 全庁評価会議で示された施策の方向等	
28年度の施策位置付け 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/>	
平和と基本的人権の尊重については、限られた予算の中にあって引き続き意識啓発のための効果的な取り組みを実施していき、市民の意識醸成を図っていく。 一方、男女共同参画の推進については、先般成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次期「男女平等推進プラン」において地域における女性の職業生活での活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けての取り組み事項を記載するとともに、その実施をしていく必要がある。	

9 平成28年度に向けた施策方針	
平和と基本的人権の尊重について、引き続き市民の意識啓発に向けた取り組みを実施していく。 男女共同参画の推進については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、市内における女性の職業生活での活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事項も含め、次期男女平等推進プランを策定していくこととする。	